

あて先：神奈川県環境農政局環境部環境課
大気・交通環境グループ

番 号：045-210-8846（ファクシミリ専用）

ディーゼル車黒煙ダイヤル FAX 送信

不適合車の情報

1 ナンバー	※例：横浜 100 あ ●●-●●●
2 走行日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
3 走行場所	市町村名： 道 路 名： 詳しい場所：
4 車両の状況	※黒煙を出しながら走行していた。条例の不適合車と思われる車両がある。など
5 その他の情報	※車種、会社名など
6 通報者様の 御連絡先等 (匿名でも可)	※お寄せいただいた情報について、お問い合わせをさせていただくことがあります。また、個人情報は適切に管理いたします。

～神奈川県のディーゼル車運行規制について～

根拠条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 96 条の 3～96 条の 8
対象の地域	県内全域
対象の車両	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
排出基準を満たさない ディーゼル車	車検証の「型式」が、K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-、昭和 54 年頃までに製造された記号のない車両
規制への対応	粒子状物質減少装置を装着することにより走ることができます。
罰則	運行禁止命令に従わない場合は 50 万円以下の罰金